

熊本県犬・猫譲渡要領

(目的)

第1条 この要領は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」、「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（平成18年環境省告示第26号）」及び「熊本県動物愛護推進計画」に基づき、「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現に向けて、熊本県動物愛護センター（以下「センター」という。）及び県内各保健所（熊本市を除く）が行う犬及び猫の譲渡に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 抑留犬 狂犬病予防法第6条第1項及び熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項の規定により抑留又は収容された犬をいう。
- (2) 引取り犬 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項又は第3項の規定により、所有者又は拾得者等から引き取った犬をいう。
- (3) 引取り猫 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項又は第3項の規定により、所有者又は拾得者等から引き取った猫をいう。
- (4) 負傷動物 動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定により収容された犬又は猫をいう。
- (5) 譲渡 保健所又はセンターが、犬又は猫を譲り渡すことをいう。
- (6) 譲受 保健所又はセンターから犬又は猫を譲り受けることをいう。
- (7) 一般譲受希望者 自宅等で自ら飼養することを目的として、犬又は猫の譲受を希望する者をいう。
- (8) 登録譲受希望者 新たな飼い主探しを非営利の活動として行うことの目的として、犬又は猫の譲受を希望する者をいう（団体及び個人活動者を含む）。
- (9) 一般譲受対象者 一般譲受希望者のうち、一般譲受対象者の審査基準（別表1-1）に適合する者をいう。
- (10) 登録譲受対象者 登録譲受希望者のうち、登録譲受対象者の審査基準（別表1-2）に適合し、登録簿に登録された者をいう。
- (11) 一時飼養会員 登録譲受対象者のうち、その団体等の会員で、新たな飼い主が決まるまで動物を一時飼養する会員をいう。

(対象動物)

第3条 譲渡の対象動物は、次の各号のいずれかに該当する犬又は猫のうち、原則として譲渡の適性評価基準（別表2）を満たすものとする。なお、市町村又は県で公示したものについては、公示期間終了後、1日以上を経過したものに限る。

- (1) 抑留犬
- (2) 引取り犬
- (3) 引取り猫
- (4) 負傷動物

(譲受対象者)

第4条 譲受対象者は、一般譲受対象者及び登録譲受対象者とする。

(登録譲受対象者に関する事項)

第5条 登録譲受希望者は登録譲受対象者登録申請書（様式第1）を住所地（団体にあっては主たる事務所）を所管する保健所（熊本市においては健康危機管理課）へ提出する。

- 2 保健所又は健康危機管理課は、登録譲受希望者が登録譲受対象者の審査基準（別表1－2）に適合するか審査するため、必要に応じて飼養施設等の現地調査を行う。なお、住所地（団体にあっては主たる事務所）が熊本市に所在する場合は、健康危機管理課は熊本市動物愛護センターに協力を要請するものとする。
- 3 保健所又は健康危機管理課は、審査の結果、登録譲受希望者が登録譲受対象者の審査基準に適合すると認められる場合は、登録簿に記載し、登録譲受対象者登録証（様式第2）を交付する。
- 4 登録譲受対象者は、譲受した犬又は猫の新たな飼い主が決まった場合は、速やかに再譲渡等報告書（様式第3）を譲渡した保健所又はセンターへ提出しなければならない。
- 5 登録譲受対象者は、毎年5月31日までに登録譲受対象者定期報告届出書兼更新申請書（様式第4）を登録を受けた保健所又は健康危機管理課へ提出し、当該保健所又は健康危機管理課は、定期報告書の内容を審査したうえで登録を更新する。
- 6 登録譲受対象者は、登録申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに登録譲受対象者内容変更届出書（様式第5）により登録を受けた保健所又は健康危機管理課へ届け出なければならない。
- 7 登録譲受対象者は、活動を廃止した場合は、速やかに登録譲受対象者活動廃止届出書（様式第6）により登録を受けた保健所又は健康危機管理課へ届け出なければならない。
- 8 登録譲受対象者は、登録譲受対象者の遵守事項（別表3）に掲げる内容を遵守しなければならない。
- 9 保健所又は健康危機管理課は、必要に応じて、登録譲受対象者の飼養施設等に立ち入り、登録譲受対象者の遵守事項等について調査を行う。なお、飼養施設等が熊本市に所在する場合は、健康危機管理課は熊本市動物愛護センターに協力を要請するものとする。
- 10 保健所又は健康危機管理課は、登録譲受対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録の取消しを行う。
 - (1) 審査基準（別表1－2）に適合しなくなったとき
 - (2) 遵守事項（別表3）を履行していないと認められるとき
 - (3) 誓約事項（様式第10）を遵守していないと認められるとき
- 11 保健所又は健康危機管理課は、前項により登録譲受対象者の登録を取り消す場合は、その理由を当該登録譲受対象者へ明示しなければならない。

(譲渡講習会)

第6条 保健所及びセンターは、一般譲受希望者を対象として譲渡講習会を次の各号のとおり実施するものとする。なお、その他必要な事項については保健所及び健康危機管理課が定める。

- (1) 譲渡講習会を受講する者は、譲渡講習会受講票（様式第7－1）を、受講する地域の

保健所又はセンターに提出する。

(2) 内容は、別表4「譲渡講習会の内容」に基づいたものとする。

(3) 保健所及びセンターは、譲渡講習会修了者に対し、必要に応じて譲渡講習会受講済証（様式第7-2）を交付する。

(4) 譲渡講習会受講済証の有効期間は、講習会受講の日から3年間とする。

2 一般譲受希望者は、犬又は猫を譲受する前に前項で定める譲渡講習会を受講しなければならない。

3 登録譲受対象者（団体の場合は、代表者、責任者及び一時飼養会員）は、第5条第3項の規定に基づく登録のため、第1項で定める譲渡講習会を受講しなければならない。なお、一時飼養会員について、保健所又はセンターの実施する講習会の受講が困難な場合は、代表者又は責任者が別表第4「譲渡講習会の内容」に基づき実施する譲渡講習会の受講に代えることができる。

（譲渡の手続き）

第7条 譲渡に際しては、次の各号のとおり実施するものとする。

(1) 一般譲受希望者に関する手続き

① 保健所又はセンターは、一般譲受対象者の審査基準（別表1-1）への適合について審査を行う。

② 一般譲渡対象者と認められた場合、犬を譲受しようとする者は犬の譲渡申請書兼愛護誓約書（様式第8）を、猫を譲受しようとする者は猫の譲渡申請書兼愛護誓約書（様式第9）を、譲渡講習会受講済証（第6条（3）により交付を受けた者に限る）とともに、当該犬又は猫を収容する保健所又はセンターに提出する。

③ 保健所又はセンターは②により提出された申請書兼愛護誓約書等を受付の上、申請書兼愛護誓約書の写しを交付する。

(2) 登録譲受対象者に関する手続き

① 保健所又はセンターは、登録譲受対象者が登録簿に記載されているか確認する。

② 犬又は猫を譲受しようとする者は譲渡申請書兼愛護誓約書（様式第10）を、当該犬又は猫を保管する保健所又はセンターに提出する。

(3) 保健所又はセンターは、誓約事項の説明を行い、了解を得たうえで譲渡する。

(4) 譲受しようとする者は、当該犬又は猫を保管する保健所又はセンターに引き取りに来るものとする。

(5) 保健所又はセンターは、譲渡する犬又は猫にマイクロチップの装着又は登録がある場合は、その装着、登録の状況に応じ、マイクロチップの装着証明書、識別番号証明書、又は登録証明書を譲受対象者へ交付しなければならない。また、その収容管理中に実施した疾病的治療やワクチン接種等については、必要に応じ治療歴を記録した書類や獣医師の発行したワクチン接種証明書等を譲受対象者へ交付することとする。

(6) 譲渡にかかる費用は無料とする。

（譲渡後の連絡）

第8条 一般譲受対象者は、譲受した日から3ヵ月以内に、連絡票（様式第11）を譲渡した保健所又はセンターへ提出しなければならない。また、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、譲渡した保健所又はセンターへ連絡しなければならない。

- (1) 住所、氏名又は電話番号を変更するとき
- (2) 当該動物の飼養継続が困難となり、第三者への譲渡を希望するとき
- (3) 当該動物を逃走させたとき
- (4) 飼養管理の不備により、当該動物を死亡させたとき

(譲渡後の調査及び指導)

第9条 譲渡した保健所は、犬又は猫を譲受した者に対し必要に応じて、譲渡後の愛護誓約内容の遵守状況及び飼養管理状況等について、調査を行う。

- 2 当該保健所は、前項の調査において愛護誓約内容に違反している又は不適切な飼養を行っていることが判明した場合は、指導票の交付等により指導を行う。
- 3 譲渡した保健所が、前2項により譲受者に対して調査や指導等を行う際、当該譲受者の住所地が譲渡した保健所の管轄外（熊本市を除く県内に限る）である場合、当該住所地を管轄する保健所に対し、必要な協力を求めることができる。なお、センターから譲渡した場合で、前2項により譲受者に対して調査や指導等が必要な場合は、センターは当該住所地を管轄する保健所に対し必要な情報を提供し、当該保健所が必要な調査や指導等を行う。
- 4 県外又は熊本市に住所地を有する譲受者に対して、指導や調査等が必要な場合は、譲渡した保健所又はセンターは健康危機管理課に報告し、健康危機管理課は関係自治体へ情報提供を行い、必要な指導や調査等について協力を依頼する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、各保健所及び健康危機管理課が定める。

附 則

この要領は、平成27年（2015年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年（2019年）7月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年（2023年）8月3日から施行する。

<熊本県犬・猫譲渡要領 様式・別表一覧> ※R5.8.3 改正

1 別表

別表 1－1	一般譲受対象者の審査基準
別表 1－2	登録譲受対象者の審査基準
別表 2	譲渡の適性評価基準 <ul style="list-style-type: none">・子犬の適性評価基準・成犬の適性評価基準・成犬譲渡二次適性評価細目・子猫の適性評価基準・成猫の適性評価基準
別表 3	登録譲受対象者の遵守事項
別表 4	譲渡講習会内容

2 様式

様式第 1	登録譲受対象者登録申請書
様式第 2	登録譲受対象者登録証
様式第 3	再譲渡等報告書（登録譲受対象者用）
様式第 4	登録譲受対象者定期報告届出書兼更新申請書
様式第 5	登録譲受対象者内容変更届出書
様式第 6－1	登録譲受対象者活動廃止届出書
様式第 7－1	譲渡講習会受講票
様式第 7－2	譲渡講習会受講済証
様式第 8	犬の譲渡申請書兼愛護誓約書（一般譲受対象者用）
様式第 9	猫の譲渡申請書兼愛護誓約書（一般譲受対象者用）
様式第 10	譲渡申請書兼愛護誓約書（登録譲受対象者用）
様式第 11	譲渡後連絡票（一般譲受対象者用）

3 参考様式

- ・ペット飼育に関する承諾書

4 参考資料

- ・団体規約の作成例

別表1－1

一般譲受対象者の審査基準

	確認・質問項目	適否
基本事項		
①	熊本県の譲渡講習会を受講した成人（18歳以上の社会人を含む。）であるか。	
②	繁殖、販売、展示等の営利行為を目的としたものではないか。	
終生飼養に関する事項		
③	過去に犬又は猫を飼育した経験はあるか。経験がある場合は、その動物は最後まで飼育したか。 ※過去に保健所へ引取り依頼をした者は譲渡不可。	
④	譲り受けた犬又は猫を終生、愛情を持って飼養することができるか。 また、本要領で定める愛護誓約書の内容を理解し、遵守できるか。なお、誓約書に違反した場合や不適切な飼育と判断された場合には譲渡を取り消すことがある旨、了解を得られるか。	
⑤	譲り受ける犬又は猫を飼養することについて、家族全員の同意が得られているか。 ※家族や同居する者に反対者はいないか、動物に対するアレルギーを持つ者はいないか要確認。	
⑥	一人暮らし若しくは高齢者世帯の場合は、家族（同居・別居に関わらず）の支援・協力体制があり、万一譲渡動物の面倒を見られなくなった場合に代わりに世話をする者がいるか。	
⑦	動物が病気や老齢になったときの看病や介護は治療費・労力等飼い主にとってかなりの負担となることがあることを十分理解し、最期を看取る覚悟はあるか。	
⑧	婚姻や転勤等により転居の予定があるか。 ※転居等の予定が有る場合は、飼育可能な住居へ転居後に譲渡申請を行うこと。	
飼養環境に関する事項		
⑨	昼間及び夜間において、それぞれ世話をする者はいるか。家族全員が留守にする時間があるか。 ※長時間不在となる場合は子犬、子猫は不適。また、成犬でも分離不安等も考慮して判断する。	
⑩	旅行等で家を不在にする期間、飼育管理の手配が可能であるか。	
⑪	アパート、マンションや借家などの場合、飼養可能か。（承諾書類等による確認が必要）飼養場所は十分な広さが確保でき、近隣の住宅等へ迷惑をかけない飼い方（鳴き声、臭い、逸走防止等）ができるか。	
⑫	犬の場合、できる限り屋内飼育とし、毎日、散歩等の運動やふれあいの時間がとれるか。	
⑬	猫の場合、屋内飼育を徹底できるか。	
⑭	現在、犬や猫を既に飼養しているか。※犬や猫をすでに一頭飼養している場合は、相性が合えばもう一頭までは認める。ただし、譲渡頭数は譲受希望者の飼育能力により判断する。	
飼養管理に関する事項		
⑮	犬の場合、狂犬病予防法に基づく登録及び、狂犬病予防注射（毎年1回）を実施できるか。 【参考】登録：3,000円程度 狂犬病予防注射（毎年）：4～6月、3,500円程度	
⑯	不妊去勢手術を実施できるか。 【参考】不妊：30,000円程度 去勢：15,000円程度	
⑰	マイクロチップ（MC）が装着された犬又は猫を譲り受ける場合は、譲渡後に「犬と猫のMC情報登録サイト」への登録又は変更登録ができるか。また、未装着の場合は、譲渡後にMCの装着及び登録を実施できるか。【参考】MCの装着：5,000円程度、登録料：300円（電子申請）又は1,000円（紙申請）	
⑱	ワクチン接種等健康管理の実施、病気などのときに適切な獣医療を与えることが可能か。 【参考】5～9種混合1回：8,000～12,000円程度 フィラリア予防：6～11月 12,000円程度	
⑲	犬の場合、必要に応じて、家庭犬としてのしつけができるか。（しつけ教室に参加するなど）	
譲渡後調査、その他事項		
⑳	保健所またはセンターが実施する譲渡後調査（家庭訪問等を含む）に協力できるか。 また、譲渡後は、様式第11により譲り受けた保健所又はセンターへ必要な報告ができるか。	
㉑	譲渡後に元の飼い主が現れた場合は、県に責任を追及せず、双方で協議し、飼養者を決めることができるか。	
㉒	その他、保健所長又はセンター所長が必要と認める要件を満たしていること。	

※表内の参考金額は令和5年（2023年）5月現在

別表 1－2

登録譲受対象者の審査基準

	確認・質問項目	適否
基本事項		
①	熊本県の譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利活動として行うことを目的としているか。	
②	動物愛護精神の高揚、及び適正飼養の普及啓発を目的として活動を行っているか。	
③	以下のいずれかを満たしているか。 ア 主たる活動地域の地域動物愛護推進協議会において推薦を受けていること。 イ 第2種動物取扱業の届出を行っていること。 ウ 他自治体においてボランティア登録していること。	
④	活動拠点については以下のいずれかを満たしているか。 ア 個人の場合は、熊本県内（以下「県内」という。）に在住する成人（18歳以上の社会人を含む。）であること。住所地が熊本県外（以下「県外」という。）の場合は、県内在住の成人（18歳以上の社会人を含む。）で譲渡事業すべての任に当たる責任者を選出し、連絡窓口となる活動拠点を設置すること。 イ 団体で、所在地が県外の場合は、県内在住の成人（18歳以上の社会人を含む。）会員から譲渡事業すべての任に当たる責任者を選出し、連絡窓口となる活動拠点を設置すること。	
飼養環境に関するこ（登録に関するこを含む）		
⑤	以下の書類提出が可能であるか。 ア 個人の場合は、活動報告書（概ね1年分）、動物の飼養場所の見取り図、飼養場所の平面図、飼養場所が集合住宅や借家の場合は動物の飼養が承諾されていることが分かる書類、譲渡報告書、その他保健所長が求める書類 イ 団体の場合は、規約、役員名簿、会員名簿、活動報告書（概ね1年分）、動物の飼養場所の見取り図、飼養場所の平面図、飼養場所が集合住宅や借家の場合は動物の飼養が承諾されていることが分かる書類、他自治体においてボランティア登録している場合は、登録されていることが分かる書類、譲渡報告書、その他保健所長が求める書類	
⑥	個人、団体の場合代表者又は責任者及び新たな飼い主が決まるまで動物を飼養する会員は、保健所又はセンターが実施する譲渡講習会を受講しているか。	
⑦	登録譲受対象者の遵守事項（別表3）を遵守できる者であるか。	
⑧	個人の場合は、家族全員の同意が得られているか。	
⑨	新たな飼い主を探すまでの間、責任をもって動物の飼養管理ができるか。	
⑩	アパート、マンションや借家などの場合、飼養可能か。（承諾書類等による確認が必要）	
飼養管理、再譲渡に関するこ		
⑪	犬の場合は、1カ月以内に登録及び狂犬病予防注射を実施できるか。猫の場合は、屋内で飼育できるか。また、犬、猫ともに必要に応じて不妊・去勢手術やワクチン等の健康管理を実施できるか。	
⑫	マイクロチップ（MC）が装着された犬又は猫を譲り受ける場合は、譲渡後に「犬と猫のMC情報登録サイト」への登録又は変更登録ができるか。また、未装着の場合は、譲渡後にMCの装着及び登録を実施できるか。	
⑬	新たな飼い主に対しては、別表1－1（一般譲受希望者の審査基準）に準じた譲渡ができるか。	
⑭	新たな飼い主や他の団体等へ再譲渡を行った場合は、様式第3により譲り受けた保健所又はセンターへ報告ができるか。	
その他事項		
⑮	譲渡後における新たな飼い主とのトラブル等に対しては、責任をもって対応し、保健所及びセンターに一切迷惑を掛けないことができるか。また、譲渡後に元の飼い主が現れた場合は、県に責任を追及せず、双方で協議し、飼養者を決めることができるか。	
⑯	その他、保健所長が必要と認める要件を満たしているか。	

別表2

譲渡の適性評価基準

1 子犬の適性評価基準

- ・下記の適性評価基準に基づいて判定を行う。
- ・判定は動物愛護管理員を含めた2人以上で行う。センターにおいては、動物愛護専門員である獣医師を含めた2人以上とする。

項目		適 性 評 價 基 準
月 齢		生後50日～90日程度
健 康 状 態	体格	骨格系の異常（骨折・脱臼・先天性異常等）が見られないこと 著しい削瘦、起立困難、歩行困難が見られないこと
	皮膚 体毛	皮膚炎、脱毛等が見られないこと
	目	伝染性疾患が疑われる症状（目ヤニ、流涙等）が見られないこと 眼球の異常（白濁、混濁、先天性疾患等）が見られないこと
	耳	外部寄生虫が疑われる著しい汚れが見られないこと
	鼻	伝染性疾患が疑われる症状（鼻汁、くしゃみ等）が見られないこと
	肛門	肛門周辺が汚れていない（下痢、血便、脱肛等がない）こと

(2) 子犬の性質診断判定基準

- ・下記の適性評価基準に基づいて判定を行う。
- ・判定は動物愛護管理員を含めた2人以上で行う。センターにおいては、動物愛護専門員である獣医師を含めた2人以上とする。

評価の内訳

A : 攻撃的 B : 人に対して許容的 C : 従属的
D : やや臆病 E : 臆病 E` : かなり 臆病

	診断項目	評価	子犬の行動及び反応	判定
社交性	① 子犬から少し離れてしゃがみ、軽く手を鳴らして子犬の注意をひく	A	尻尾が上がっている・うなる・咬みつく	
		B	尻尾が上がっている・すぐ近寄ってくる	
		C	尻尾が下がっている・すぐ近寄ってくる	
		D	尻尾が下がっている・ためらうが近寄ってくる	
		E	近寄ってこない・硬直する	
		E`	逃げようとする	
	② 子犬の周りを歩く	A	尻尾が上がっている・うなる・咬みつく	
		B	尻尾が上がっている・すぐついてくる・足にまとわりつく	
		C	尻尾が下がっている・すぐついてくる	
		D	尻尾が下がっている・ためらうがついてくる	
		E	ついてこない・硬直する	
		E`	逃げようとする	
人にに対する許容性	③ 背中、肩、首を優しく撫でる (30秒)	A	うなる・咬みつく	
		B	飛びつく・前足を出す	
		C	身体をくねくねさせる・お腹を出す	
		D	静かにしている	
		E	硬直する	
		E`	逃げようとする	
	④ 歯を見る (1回5秒×5回)	A	うなる・咬みつく・見ることができない	
		B	段々抵抗が増す	
		C	最初に抵抗するが静かになる	
		D	楽にできる	
		E	硬直する	
	⑤ 子犬の胸の下に手を入れ、床から少し持ち上げる (30秒)	A	猛烈に暴れる・咬みつく	
		B	嫌がって暴れる	
		C	最初に抵抗するが静かになる	
		D	静かにしている	
		E	足を突っ張って緊張する	

〈判定〉 全ての性質診断項目において、A又はE(①②③においてはE`)であった個体は不合格とする。

(注意) • 反応した事実が未来を予測可能にするだけで、反応しないことは未来を予測することではない。
• 子犬の場合、基本的に過剰な恐怖と過剰な攻撃性以外は予測できない。

2 成犬譲渡候補犬の適性評価基準

- ・下記の適性評価基準に基づいて判定を行う。
- ・原則として、収容あるいは引取後2～3日目に行う。
- ・屋内で行う。
- ・判定は動物愛護管理員を含めた2人以上で行う。センターにおいては、動物愛護専門員である獣医師を含めた2人以上とする。

(1) 一次適正評価基準

判定項目	適	やや適	要注意
健 康	異常なし	元気、食欲なし	病気、けが（状態によっては条件付譲渡可）
警戒心	すり寄ってくる	立ち止まるが寄る	逃げる、隠れる
凶暴性	おとなしい	普通	うなる、吠える、噛む

健康状態の判定項目

体格	骨格系の異常（骨折・脱臼・先天性異常等）が見られないこと 著しい削瘦、起立困難、歩行困難が見られないこと
皮膚 体毛	皮膚炎、脱毛等が見られないこと
目	伝染性疾患が疑われる症状（目ヤニ、流涙等）が見られないこと 眼球の異常（白濁、混濁、先天性疾患等）が見られないこと
耳	外部寄生虫が疑われる著しい汚れが見られないこと
鼻	伝染性疾患が疑われる症状（鼻汁、くしゃみ等）が見られないこと
肛門	肛門周辺が汚れていない（下痢、血便、脱肛等がない）こと

(2) 二次適性評価基準

- ・40点以上合格
- ・40点に満たない場合は譲受対象者の条件によっては譲渡可能

判定項目	適（10点）	やや適（5点）	不適（0点）
社交性	喜ぶ	固まる	逃げる
人に対する許容性	楽にさせる	少し抵抗する	抵抗してさせない
興奮性	楽しく遊ぶ	興味がない	唸る、放さない、怒る
食物防御反応	受け入れる 変化なし	受け入れる 食べる速度増す	唸る 咬む
対人警戒反応	注目する 擦り寄る	無視している	怖がる 飛びかかる

二次適性評価基準判定細目

	テスト項目	評価	犬の行動及び反応	判定
社交性	リードを持ち立ったまま犬の背中を3回なでる	A	喜ぶ・受け入れる	
		B	固まる	
		C	振り払う・逃げようとする	
	20秒間犬の気を引きながら触る	A	喜ぶ・受け入れる	
		B	固まる	
		C	振り払う・逃げようとする	
	膝の上に乗せる	A	喜ぶ・受け入れる	
		B	固まる	
		C	振り払う・逃げようとする	
採点				

	テスト項目	評価	犬の行動及び反応	判定
人に対する許容性	歯を見る 1回5秒×5回	A	楽にできる	
		B	段々抵抗が増す	
		C	見ることができない	
	後ろから抱きつく 15秒	A	楽にできる	
		B	段々抵抗が増す	
		C	振り払う・逃げようとする	
	前足を持って立たせる	A	楽にできる	
		B	段々抵抗が増す	
		C	振り払う・逃げようとする	
採点				

	テスト項目	評価	犬の行動及び反応	判定
食物への反応	食事中に話しかける	A	変化なし	
		B	速度が増す	
		C	唸る、咬む	
	食事中に背中を触る	A	変化なし	
		B	速度が増す	
		C	唸る、咬む	
	食事中に犬の頬を押す	A	変化なし	
		B	速度が増す	
		C	唸る、咬む	
採点				

	テスト項目	評価	犬の行動及び反応	判定
興奮性	おもちゃで遊ばせる	A	楽しく遊ぶ	
		B	興味がない	
		C	唸る、放さない	
	走る人への反応を見る	A	注目する	
		B	怖がる又は警戒する	
		C	怒る、追いかける、吠える	
	噛むおもちゃ又はジャーキーを与える	A	楽しく遊び、犬に触れる	
		B	興味がない	
		C	唸る、放さない	
	遊んでいるとき、声をかける	A	注目し、遊びを中断する	
		B	注目はするが、遊びは止めない	
		C	無視し、遊び続ける	
採点				

	テスト項目	評価	犬の行動及び反応	判定
人・動物 への反応	敵対的態度で犬に接近する（※1）	A	注目する	
		B	怖がる	
		C	怒る、飛びかかる	
	友好的態度で犬に接近する（※1）	A	注目する	
		B	怖がる	
		C	怒る、飛びかかる	
	他の犬への反応（※1）	A	注目し、静かに接近、臭いを嗅ぐ	
		B	無視する、固まる	
		C	興奮し吠える、怒る、攻撃する	
	子ども、小動物への反応（※2）	A	注目し、静かに接近、臭いを嗅ぐ	
		B	無視する、固まる	
		C	襲いかかろうとする	
採点				

※1 同時期に収容犬が1頭もいない場合は、散歩中に犬への反応を確認すること。

※2 子ども、小動物への反応を見ることができない場合は判定不可とし、採点表は「3項目の場合」を使用すること。なお、小動物は猫も可とする。

採点表

3項目の場合（社交性、人に対する許容性、食物への反応）

10点	5点	0点
AAA	AAC ACC	BCC
AAB	ABB BBB	CCC

4項目の場合（興奮性、人・動物への反応）

10点	5点	0点
AAAA	AABC ABCC	ACCC
AAAB	AACC BBBB	BBCC
AAAC	ABBB BBBB	BCCC
AABB	ABBC	CCCC

（3）判定

一次・二次とも判定員のうち、2人以上が合格点をつければ譲渡候補犬とする。
なお、譲渡希望者の知識、能力及び経験も判断の対象とする。

（注）これらの判定は、実生活ではなく、あくまで仮定として行われているものなので、反応したものに関しては「実生活において似たような状況になったときに反応する可能性が高い」と判断することができるが、全く問題がなかったものに関して「実生活でもこのような状況下では全く問題を起こさない」ということはできないということを考慮する必要がある。

3 子猫の適性評価基準

- ・下記の適性評価基準に基づいて判定を行う。
- ・判定は動物愛護管理員を含めた2人以上で行う。センターにおいては、動物愛護専門員である獣医師を含めた2人以上とする。

項目	適 性 評 價 基 準	
月 齢	生後50日～90日程度	
健 康 状 態	体格	骨格系の異常（骨折・脱臼・先天性異常等）が見られないこと 著しい削瘦、起立困難、歩行困難が見られないこと
	皮膚 体毛	皮膚炎、脱毛等が見られないこと
	目	伝染性疾患が疑われる症状（目ヤニ、流涙等）が見られないこと 眼球の異常（白濁、混濁、先天性疾患等）が見られないこと
	耳	外部寄生虫が疑われる著しい汚れが見られないこと
	鼻	伝染性疾患が疑われる症状（鼻汁、くしゃみ等）が見られないこと
	肛門	肛門周辺が汚れていない（下痢、血便、脱肛等がない）こと
性 質	人に対して、著しく攻撃的でないこと	

4 成猫の適性評価基準

- ・下記の適性評価基準に基づいて判定を行う。
- ・判定は動物愛護管理員を含めた2人以上で行う。センターにおいては、動物愛護専門員である獣医師を含めた2人以上とする。

項目		適 性 評 価 基 準
健 康 状 態	体 格	骨格系の異常（骨折・脱臼・先天性異常等）が見られないこと 著しい削瘦、起立困難、歩行困難が見られないこと
	皮膚 体毛	皮膚炎、脱毛等が見られないこと
	目	伝染性疾患が疑われる症状（目ヤニ、流涙等）が見られないこと 眼球の異常（白濁、混濁、先天性疾患等）が見られないこと
	耳	外部寄生虫が疑われる著しい汚れが見られないこと
	鼻	伝染性疾患が疑われる症状（鼻汁、くしゃみ等）が見られないこと
	肛 門	肛門周辺が汚れていない（下痢、血便、脱肛等がない）こと
性 質		人に対して、著しく攻撃的でないこと

別表 3

登録譲受対象者の遵守事項

1 譲渡動物及び飼養施設の管理

- (1) 動物が健康に暮らせるよう適正な管理を行うこと。飼養頭数は飼養施設の規模、及び飼養に従事する人数に見合った頭数であること。
- (2) 動物が病気になった場合は、獣医師の診察を受けること。
- (3) 動物の逸走防止対策を徹底するとともに、飼養施設や設備の清掃・消毒を定期的に実施し、周辺住民の生活環境が損なわれる事態を生じさせないこと。
- (4) 周辺住民からの苦情に対しては、誠意をもって対処すること。
- (5) 成犬を譲受した場合は、概ね1カ月以内（子犬の場合は、推定で生後90日を経過した日から概ね1カ月以内）に犬の登録及び狂犬病予防注射を実施すること（ただし、狂犬病予防注射については、狂犬病予防注射済であることが明らかな場合を除く）。
- (6) 猫を譲受した場合は、室内で飼養し、外に放さないこと。
- (7) マイクロチップが装着された犬猫を譲受した場合は、速やかに「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」にて所有者の登録又は変更登録を行うこと。未装着の犬猫を譲受した場合は、マイクロチップの装着及び登録を行うこと。

2 新たな飼い主への譲渡

- (1) 一般譲受対象者の審査基準（別表1－1）に適合しない者への譲渡は行わないこと。
- (2) 他の団体等への再譲渡は原則として行わないこと。ただし、譲渡を推進することを目的として、登録譲受対象者の遵守事項（別表3）を遵守できる他の団体等へ再譲渡を行う場合は、再譲渡等報告書（様式第3）に再譲渡先等を記入し、譲受した保健所又はセンターへ提出すること。
- (3) 新たな飼い主（他の団体等を含む）に対して、別表4「譲渡講習会の内容」に基づき譲渡講習会を実施すること。
- (4) 譲受した犬又は猫を飼養又は保管をしている間にマイクロチップの装着又は登録を行った場合は、新たな飼い主に対してマイクロチップの装着証明書又は登録証明書を交付すること。また、譲渡までに疾病の治療やワクチンの接種等を行った場合は、新たな飼い主に対して、必要に応じ治療歴を記録した書類やワクチン接種証明書等（県から譲渡する際に交付した書類やワクチン接種証明書等を含む）を交付することとする。
- (5) 成犬を譲渡した場合は、新たな飼い主が概ね1カ月以内（子犬の場合は、推定で生後90日を経過した日から概ね1カ月以内）に犬の登録及び狂犬病予防注射を実施しているかを確認すること（ただし、狂犬病予防注射については、狂犬病予防注射済であることが明らかな場合を除く）。
- (6) 新たな飼い主が概ね3カ月以内に譲受した犬又は猫に対して不妊・去勢手術を実施しているかを確認すること。
- (7) 新たな飼い主が概ね1カ月以内にマイクロチップの所有者変更に係る変更登録が実施されているか確認すること。なお、新たな飼い主へ譲渡時にマイクロチップが未装着の場合は、譲渡後概ね3カ月以内にマイクロチップの装着及び登録が実施されているか確認を行うこと。
- (8) 新たな飼い主が決まったら、再譲渡等報告書（様式第3）を、譲渡した保

健所又はセンターに提出すること。その際、新たな飼い主に対し、再譲渡等報告書中の新たな飼い主に関する情報を県及び市町村に提供することについて承諾を得ること。

3 記録管理

譲渡を受けた犬及び猫について、帳簿を備え、個体ごとに次に掲げる項目を記載し、保存すること。なお、保健所又は健康危機管理課の求めに応じて提出すること。

- ①種類（犬・猫）、性別、年齢、毛色
- ②譲受年月日
- ③譲受保健所名
- ④犬の場合は登録年月日、登録番号
- ⑤犬の場合は狂犬病予防注射年月日、済票番号
- ⑥新たな飼い主が決定する前に死亡した場合には死亡年月日
- ⑦新たな飼い主への譲渡年月日
- ⑧新たな飼い主の住所、氏名、電話番号
- ⑨犬の場合は、新たな飼い主に譲渡した後、登録と狂犬病予防注射が実施されたかの確認状況
- ⑩新たな飼い主に譲渡した後、不妊・去勢手術が実施されたかの確認状況

4 関連書類の提出

- (1) 毎年5月31日までに、登録譲受対象者定期報告書兼更新申請書（様式第4）を保健所又は健康危機管理課へ提出すること。
- (2) 登録申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに譲渡登録内容変更届出書（様式第5）を保健所又は健康危機管理課へ提出すること。
- (3) 活動を廃止した場合は、速やかに登録譲受対象者活動廃止届出書（様式第5）を登録を受けた保健所又は健康危機管理課へ提出すること。

5 その他

- (1) 県が実施する指導及び調査等に協力すること。
- (2) 関係法令に定められた事項を遵守すること。
- (3) 保健所又はセンターから譲受後に、元の飼い主が現れた場合は、県に対して責任を追及せず、双方で協議の上、犬又は猫の飼養者を決めること。

別表4

譲渡講習会の内容

1 法令関係について

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律
- (2) 狂犬病予防法
- (3) 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例

2 適切な飼育管理

- (1) 犬猫の簡単な生物学的知識・生理・生態・習性
- (2) 家庭環境や家族に慣れるまでの世話の仕方・注意点
- (3) 健康チェック（様子をみて）
 - 皮毛の状態
 - 筋肉・脂肪の付き具合
 - 外部・内部寄生虫
 - 目、鼻、耳、肛門等の状態
 - 糞・尿の状態、（吐物）
 - 血液検査・その他
- (4) ワクチン接種
- (5) フィラリアの予防
- (6) 不妊・去勢手術の必要性
- (7) 登録と狂犬病予防注射
- (8) 猫の疾病
- (9) 個体識別
- (10) 犬・猫にとっての快適環境
- (11) 日常の世話・犬猫の心身の健康
- (12) しつけ
- (13) 猫の室内飼育の必要性
- (14) 近隣への配慮
- (15) 多頭飼育の防止
- (16) 緊急災害時の対策・同行避難 等

3 人と動物の共通感染症について

- (1) 狂犬病、エキノコックス症、サルモネラ腸炎、Q熱、トキソプラズマ症、疥癬、皮膚真菌症、ノミ症、パストレラ症、レプトスピラ症等については小冊子（厚生労働省作成）にして配布する。
- (2) 予防策（手洗いの励行等）

4 既に犬や猫を飼っている方への注意

受け入れ方（すぐに一緒にするのではなく、新しく迎えた動物をケージや柵で囲ってから、お見合いさせる。）

様式第1

年　月　日

熊本県　保健所長 様

熊本県健康福祉部健康危機管理課長 様

申請者

住 所

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地)

電話番号

登録譲受対象者登録申請書

熊本県犬・猫譲渡要領の規定に基づき、次のとおり登録譲受対象者登録を申請します。

名 称		電話番号			
代表者名					
代表者住所 (団体にあっては主たる事務所の所在地)	〒				
責任者氏名*		電話番号			
責任者住所*	〒				
譲渡対象として譲り受ける犬猫の種類	<input type="checkbox"/> 成犬 <input type="checkbox"/> 子犬 <input type="checkbox"/> 成猫 <input type="checkbox"/> 子猫				
所在地 (複数存在する場合は別紙に記載)	〒	管理者氏名	電話番号		
概要	<input type="checkbox"/> 一戸建 (持ち家) <input type="checkbox"/> 一戸建 (借家) 飼養同意 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 集合住宅 (飼養同意) <input type="checkbox"/> 有 () その他 ()				
飼養施設等 (施設を有する場合)	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 木造モルタル <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリートブロック <input type="checkbox"/> その他			
	延べ床面積			敷地面積	
	材質	床面		壁面	
	規模	設備の種類	<input type="checkbox"/> ゲージ (個、 材質 : 構造 :) <input type="checkbox"/> 給水・排水設備 <input type="checkbox"/> 洗浄設備 <input type="checkbox"/> 消毒設備 <input type="checkbox"/> 廃棄物の集積設備 <input type="checkbox"/> 動物の死体の一時保管場所 <input type="checkbox"/> 清掃設備 <input type="checkbox"/> 空調設備 <input type="checkbox"/> 遮光等の設備		
	周囲の環境	<input type="checkbox"/> 住宅街 <input type="checkbox"/> 商店街 <input type="checkbox"/> 空き地 <input type="checkbox"/> 畠 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	飼養する動物の種類及び最大飼養数				
現在、飼養している犬及び猫について	<input type="checkbox"/> 飼養無 <input type="checkbox"/> 飼養有 (犬 頭 猫 頭) 犬の登録と狂犬病予防注射 <input type="checkbox"/> 実施 猫の屋内飼育 <input type="checkbox"/> 実施 不妊・去勢手術 (犬 頭中 頭実施、猫 頭中 頭実施)				
添付書類	<input type="checkbox"/> 活動報告書 (概ね 1 年分) <input type="checkbox"/> 飼養場所の見取り図 <input type="checkbox"/> 飼養場所の平面図 <input type="checkbox"/> 動物の飼養が承諾されていることが分かる書類 (集合住宅や借家の場合) <input type="checkbox"/> その他 () <団体の場合は以下の書類も添付すること> <input type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 役員名簿 <input type="checkbox"/> 会員名簿 <input type="checkbox"/> 他自治体においてボランティア登録していることが分かる書類 (登録がある場合)				
備考	<input type="checkbox"/> 飼養施設におけるスタッフ数 人				

* 住所地 (団体にあっては主たる事務所の所在地) が、熊本県外の場合は、県内在住の成人 (18歳以上の社会人を含む。) 会員から責任者を選出すること。

様式第2

保第 号

登録譲受対象者登録証

氏 名

住 所

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地)

熊本県犬・猫譲渡要領第6に基づき、上記の者を登録譲受対象者として登録する。

熊本県 保健所長

印

熊本県健康危機管理課長

登録年月日

年 月 日

1 氏名 (団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

2 住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)

3 責任者氏名 (責任者を選出している場合)

4 責任者住所 (責任者を選出している場合)

5 備考

大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第3

年　月　日

熊本県　保健所長 様
 熊本県動物愛護センター所長 様

登録譲受対象者 氏名

住所

(団体にあっては、名称及び代表者、責任者※の氏名、主たる事務所の所在地)

電話番号

再譲渡等報告書

熊本県犬・猫譲渡要領の規定に基づき、次のとおり再譲渡したので、報告します。

1 譲渡動物について

譲受先	保健所・センター	譲渡年月日	年　月　日
種類	犬・猫()	性別	オス・メス
年齢	歳(推定)	毛色	
その他特徴等			

2 再譲渡先等について

新たな飼い主	譲渡年月日	年　月　日	
	氏名		電話番号
	住所		
譲渡時の実施事項	実施した場合は <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください <input type="checkbox"/> 適正飼養に関する講習 <input type="checkbox"/> 譲渡動物に係る情報、治療履歴及びワクチン証明書等の提供 <input type="checkbox"/> 避妊去勢手術措置 <input type="checkbox"/> マイクロチップの装着及び情報登録 <input type="checkbox"/> 混合ワクチン接種 【犬の場合】 <input type="checkbox"/> 狂犬病予防法に基づく犬の登録 <input type="checkbox"/> 狂犬病予防注射 <input type="checkbox"/> その他：		

本書の「新たな飼い主に関する情報」が県及び市町村に提供されることについて、新たな飼い主の承諾

承諾済・未承諾

他団体等へ譲渡の場合のみ記入	譲渡年月日	年　月　日
	再譲渡先団体(個人)名	
	住所	
	電話番号	
飼養中に死亡した場合のみ記入	死亡年月日	
	死亡理由	

※ 責任者を選出している場合は、代表者と併記すること。

様式第4

年　月　日

熊本県　保健所長 様
 熊本県健康福祉部健康危機管理課長 様

届出者

住 所

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地)
 電話番号

登録譲受対象者定期報告届出書 兼 更新申請書

熊本県犬・猫譲渡要領の規定に基づき、次のとおり定期報告を届け出、登録更新を申請します。

名 称							電話番号			
代表者名										
代表者住所（団体にあっては主たる事務所の所在地）	〒									
責任者氏名※ ¹										
責任者住所※ ¹	〒				電話番号					
①前年度当初に所有していた犬及び猫の合計数	犬：　　頭、猫：　　頭									
②前年度中に新たに譲り受けた犬及び猫の月ごとの合計数	犬	4月	5月	6月	7月	8月	9月			
	猫									
		10月	11月	12月	1月	2月	3月			
	犬									
	猫									
		4月	5月	6月	7月	8月	9月			
③前年度中に新たな飼い主へ譲渡した犬及び猫の月ごとの合計数	犬									
	猫									
		10月	11月	12月	1月	2月	3月			
	犬									
	猫									
		4月	5月	6月	7月	8月	9月			
④前年度中、所有中に死亡した犬及び猫の月ごとの合計数	犬									
	猫									
		10月	11月	12月	1月	2月	3月			
	犬									
	猫									
		4月	5月	6月	7月	8月	9月			
⑤前年度末に所有していた犬及び猫の合計数	犬：　　頭、猫：　　頭									
備考										

※¹ 責任者を選出している場合は記入すること。

※ 年度途中に登録を受けた場合には、①は登録を受けた時点の頭数を、②～③は、登録を受けた日以降の月ごとの合計頭数を記載すること。

様式第5

年　月　日

熊本県　保健所長 様

熊本県健康福祉部健康危機管理課長 様

届出者

住 所

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地)

電話番号

登録譲受対象者内容変更届出書

代表者氏名・住所 (団体にあっては、名称・代表者氏名・主たる事務所の所在地)
責任者の氏名・住所
飼養施設の所在地・構造及び規模
飼養する動物の種類及び最大飼養数
その他 ()

を変更したので次のとおり届け出ます。

名称		
代表者住所(団体にあっては 主たる事務所の所在地)	〒	
代表者電話番号		
責任者氏名 ^{※1}		
責任者住所 ^{※1}	〒	
責任者電話番号 ^{※1}		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		
変更理由		
添付書類 ^{※2}	<input type="checkbox"/> 飼養場所の見取り図 <input type="checkbox"/> 飼養場所の平面図 <input type="checkbox"/> 動物の飼養が承諾されていることが分かる書類 (集合住宅や借家の場合) <input type="checkbox"/> 役員名簿 (団体の場合) <input type="checkbox"/> 会員名簿 (団体の場合) <input type="checkbox"/> その他 ()	
備考		

※1 責任者を選出している場合は記入すること。

※2 変更内容に関係する書類を添付すること。

様式第6

年　月　日

熊本県　保健所長 様

熊本県健康福祉部健康危機管理課長 様

届出者

住 所

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地)

電話番号

登録譲受対象者活動廃止届出書

活動を廃止したので、熊本県犬・猫譲渡要領の規定に基づき次のとおり届け出ます。

名称	
代表者住所 (団体に あっては主たる事 務所の所在地)	〒
代表者電話番号	
責任者氏名*	
責任者住所*	〒
責任者電話番号*	
飼養施設の所在地	〒
活動廃止 年月日	
活動廃止理由	
備考	

* 責任者を選出している場合は記入すること。

様式第7-1

NO
(犬 · 猫)

譲渡講習会受講票

□受講場所

保健所 ・ 熊本県動物愛護センター

□受講日

_____年_____月_____日

□住所

〒_____

□氏名

□生年月日

_____年_____月_____日

□電話番号

様式 7-2

NO

(犬 · 猫)

譲渡講習会受講済証

講習会受講日 年 月 日

済証交付日 年 月 日

受講者 住所

氏名

生年月日

電話番号

譲渡講習会を受講したことを証します。この済証は受講後3年間有効です。

譲渡の際は、この受講済証を提出してください。

熊本県 保健所長

熊本県動物愛護センター所長

大きさは名刺サイズ（縦5.5cm、横9cm）とする。

様式第8（一般譲受対象者用・犬）

年　月　日

熊本県　保健所長 様
熊本県動物愛護センター所長 様

申請者氏名

住所

生年月日

電話番号

譲渡講習会受講済証 No.

犬の譲渡申請書兼愛護誓約書（一般譲受対象者用）

次のとおり、犬を譲受することを申請します。

譲渡動物	動物種 (品種)	雑種・	性別 (不妊手術の有無)	オス・メス (手術済・未)
	毛色	白・黒・茶・灰 その他()	年齢	歳 (推定)
飼養環境	飼養場所	住所（申請者住所と異なる場合に記入）		
	住宅の様式	<input type="checkbox"/> 一戸建（持ち家） <input type="checkbox"/> 一戸建（借家） <input type="checkbox"/> 集合住宅（アパート、マンション等） ※借家又は集合住宅の場合、動物飼養について承諾されたことが分かる書類を提出すること。		
	飼い方	室内・室外		
	家族構成	本人・他() ※続柄を記入		
	家族・後見人等の同意	一人暮らし若しくは高齢者世帯の場合は、万一、犬の面倒を見られなくなった場合、代わりに世話をや終生飼養できる者（後見人等）はいるか <input type="checkbox"/> 有 【家族・後見人等の情報】 氏名： (続柄： 年齢：) 住所： 電話番号：		

【保健所・センター記入欄】

譲渡の認定	可・否	譲渡実施日	年　月　日
管理番号等			

- 身分証確認（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・その他（ ））
添付書類（ ）

愛護誓約書(犬)

年　月　日

熊本県 保健所長様
熊本県動物愛護センター所長様

氏名
住所

この度、私は熊本県 保健所・センターより犬を譲り受けるにあたり、下記の愛護誓約事項を遵守し、模範的な飼い主となることを誓約します。

記

- 1 終生、責任と愛情を持って飼育し、絶対に捨てません。
- 2 譲渡を受けた動物を使用して、営利を目的とした行為（繁殖、販売、展示等）は行いません。
- 3 狂犬病予防法に基づき、犬の登録及び年1回の狂犬病予防注射を受けさせます。また、登録等実施後に交付を受けた鑑札及び注射済票を首輪に装着します。
- 4 マイクロチップが装着された犬を譲り受けた場合は、速やかに「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」への所有者の情報登録又は変更登録を実施します。未装着の犬を譲り受けた場合は、マイクロチップの装着及び情報登録を確実に実施します。
- 5 避妊・去勢手術を受けさせます（譲渡時にあらかじめ手術を実施している場合を除く）。
- 6 譲受後、3ヶ月以内に、3から5までに関する必要事項を連絡票（様式第11）にて、犬を譲り受けた保健所又はセンターに連絡します。
- 7 放し飼いはしません。散歩時は必ず引き綱を用い、道路等をふん便で汚しません。
- 8 犬が咬んだ時などは、被害者の治療に責任を持ち、必ず保健所に届けます。
- 9 1から8までの他、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「熊本県動物の愛護及び管理に関する条例」及び犬については「狂犬病予防法」に定められた事項等、関係法規を遵守します。
- 10 病気、行動、その他の問題が生じた場合、県に対してその責任を一切問いません。
- 11 提出した本書の記載内容が、保健所又はセンターを通じて市町村に提供されることを了解します。また、保健所やセンターの譲渡後調査等に協力します。
- 12 本誓約内容に違反したり不適切な飼育を行っていることにより、保健所又はセンターから指示を受けた場合は、その指示に従います。
- 13 やむを得ず、飼養が困難となった場合は、責任を持って新たな飼い主を探すとともに、飼い主に変更がある場合は、譲渡を受けた保健所又はセンターへ報告します。
- 14 元の飼い主が現れた場合は、熊本県に対して責任を追及せず、双方で協議の上、犬の飼養者を決めます。また、その協議結果については、譲渡を受けた保健所又はセンターへ報告します。
- 15 その他、保健所の指導に従います。

様式第9（一般譲受対象者用・猫）

年　月　日

熊本県　保健所長 様
熊本県動物愛護センター所長 様

申請者氏名

住所

生年月日

電話番号

譲渡講習会受講済証 No.

猫の譲渡申請書兼愛護誓約書（一般譲受対象者用）

次のとおり、猫を譲り受けることを申請します。

譲渡動物	動物種(品種)	雑種・	性別 (不妊手術の有無)	オス・メス (手術済・未)
	毛色	白・黒・茶・灰 その他()	年齢	歳 (推定)
飼養環境	飼養場所	住所（申請者住所と異なる場合に記入）		
	住宅の様式	<input type="checkbox"/> 一戸建（持ち家） <input type="checkbox"/> 一戸建（借家） <input type="checkbox"/> 集合住宅（アパート、マンション等） ※借家又は集合住宅の場合、動物飼養について承諾されたことが分かる書類を提出すること。		
	飼い方	室内飼いに限る		
	家族構成	本人・他() ※続柄を記入		
	家族・後見人等の同意	一人暮らし若しくは高齢者世帯の場合は、万一、猫の面倒を見られなくなった場合、代わりに世話をや終生飼養できる者（後見人等）はいるか <input type="checkbox"/> 有 【家族・後見人等の情報】 氏名： (続柄： 年齢：) 住所： 電話番号：		

【保健所・センター記入欄】

譲渡の認定	可・否	譲渡実施日	年　月　日
管理番号等			

- 身分証確認（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・その他（ ））
添付書類（ ）

愛護誓約書(猫)

年　月　日

熊本県 保健所長様
熊本県動物愛護センター所長様

氏名
住所

この度、私は熊本県 保健所・センターより猫を譲り受けるにあたり、下記の愛護誓約事項を遵守し、模範的な飼い主となることを誓約します。

記

- 1 終生、責任と愛情を持って飼育し、絶対に捨てません。
- 2 譲渡を受けた動物を使用して、営利を目的とした行為（繁殖、販売、展示等）は行いません。
- 3マイクロチップが装着された猫を譲り受けた場合は、速やかに「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」への所有者の情報登録又は変更登録を実施します。未装着の猫を譲り受けた場合は、マイクロチップの装着及び情報登録を確実に実施します。
- 4 避妊・去勢手術を受けさせます（譲渡時にあらかじめ手術を実施している場合を除く）。
- 5 譲受後、3ヶ月以内に、3及び4に関する必要事項を連絡票（様式第11）にて、猫を譲り受けた保健所又はセンターに連絡します。
- 6 室内で飼養を徹底し、外には出しません。
- 7 1から6までの他、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「熊本県動物の愛護及び管理に関する条例」に定められた事項等、関係法規を遵守します。
- 8 病気、行動、その他の問題が生じた場合、県に対してその責任を一切問いません。
- 9 提出した本書の記載内容が、保健所又はセンターを通じて市町村に提供されることを了解します。また、保健所やセンターの譲渡後調査等に協力します。
- 10 本誓約内容に違反したり不適切な飼育を行っていることにより、保健所又はセンターから指示を受けた場合は、その指示に従います。
- 11 やむを得ず、飼養が困難となった場合は、責任を持って新たな飼い主を探すとともに、飼い主に変更がある場合は、譲渡を受けた保健所又はセンターへ報告します。
- 12 元の飼い主が現れた場合は、熊本県に対して責任を追及せず、双方で協議の上、猫の飼養者を決めます。また、その協議結果については、譲渡を受けた保健所又はセンターへ報告します。
- 13 その他、保健所の指導に従います。

様式第10（登録譲受対象者用・犬猫共通）

年　月　日

熊本県　保健所長 様

熊本県動物愛護センター所長 様

申請者氏名

住所

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地)

電話番号

譲渡申請書兼愛護誓約書（登録譲受対象者用）

新しい飼い主を探すことを目的として、次のとおり（犬・猫）の譲渡を申請します。
なお、譲り受けた後は誓約事項を遵守します。

種類	犬・猫 ()	性別	オス メス	毛色	白・黒・茶・灰 ()	年齢	歳 (推定)
飼養者	<input type="checkbox"/> 申請者（代表者） <input type="checkbox"/> 責任者 <input type="checkbox"/> その他（氏名： ） 電話番号 譲渡講習会受講済証 No.						
飼養場所	住所〒						
※保健所記入欄（譲渡犬・猫の管理番号等）							

誓約事項

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律、熊本県動物の愛護及び管理に関する条例、犬の場合は狂犬病予防法に定められた事項を遵守し、適正な飼育管理を行います。
- 2 登録譲受対象者の遵守事項（別表3）を遵守します。
- 3 譲受した動物を使用して、営利を目的とした活動を行いません。
- 4 譲受した動物に病気、行動、その他の問題が生じた場合、県に対してその責任を一切問いません。
- 5 譲渡後に発生したトラブル（他団体等への再譲渡等を含む）については、県に一切迷惑を掛けません。
- 6 本誓約内容に違反したり不適切な飼育を行っていることにより、保健所又はセンターから指示を受けた場合は、その指示に従います。
- 7 元の飼い主が現れた場合は、熊本県に対して責任を追及せず、双方で協議の上、犬の飼養者を決めます。また、その協議結果については、譲渡を受けた保健所又はセンターへ報告します。
- 8 その他、保健所の指導に従います。

様式第11

年　月　日

熊本県　保健所長 様
 熊本県動物愛護センター所長 様

氏名
 住所
 電話番号

連絡票（一般譲受対象者用）

熊本県犬・猫譲渡要領第8条の規定に基づき、譲り受けた犬又は猫について次のとおり報告します。

譲受年月日	年　月　日		
種類	犬・猫()	性別	オス・メス
年齢	歳(推定)	毛色	
狂犬病予防法登録	登録年月日： 年　月　日		
	登録番号：		
狂犬病予防注射	予防注射年月日： 年　月　日		
	予防注射済票番号：		
マイクロチップの登録又は変更登録	登録年月日： 年　月　日 (変更登録年月日)		
	登録番号(15桁)：		
不妊去勢手術	手術済み・未実施(理由：)		
その他			

【参考様式】

ペット飼育に関する承諾書

年　　月　　日

管理組合又は賃貸人
住　　所
電話番号

私が所有する以下住所において、（ 犬 ・ 猫 ）を飼育することについて承諾します。

住所 〒_____

飼育者氏名

飼育にあたっての条件 (有 · 無)

※有の場合、以下に記載

※賃貸契約書等によりペット飼育が承諾されていることが分かれば本書は不要。

【参考資料】(団体規約の作成例)

○○会 規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げる活動を行うことにより、○○することを目的とする。

(1)・・

(2)・・

(3)・・

(名称)

第2条 本会は、○○会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は○○市○○町に置く。(本会の事務所は、代表者の自宅に置く。)

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は、次の○種類とする。

(1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(3) ○○会員は、・・

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、○○の承認を得るものとする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会届を○○に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき。

(2)・・・

(除名)

第8条 構成員が次のいずれかに該当するに至ったときは、これを除名することができる。

(1) 本規約に違反したとき。

(2) 当団体の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第3章 役 員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長

(2) 副会長

(3) 監査役

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

- 第10条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長がかけたときは、その職務を代行する。
- 3 監査役は、会の業務及び財産の状況を監査する。

第4章 総会

(総会)

- 第11条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に○回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
- 2 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 規約の変更
 - (2) 事業の変更
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) 役員の選任又は解任
 - (5) その他会の運営に関する重要事項
- 3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

- 第12条 総会の議事については、議事録を作成する。

第5章 役員会

(役員会)

- 第13条 役員会は監査役を除く役員をもって構成する。
- 2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。

第6章 資産及び会計

(事業報告書及び決算)

- 第14条 会長は、毎事業年度終了後○カ月以内に事業報告書及び収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

- 第15条 本会の事業年度は、○月○日に始まり、翌年○月○日までとする。

第7章 規約の変更

(変更)

- 第16条 この規約は、総会において、出席者の○分の○以上の承認がなければ変更できない。

第8章 雜則

(事務局)

- 第17条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

- 第18条 この規約に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、○年○月○日から施行する。